遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針の 一部改正の概要

1 改正の趣旨

- 「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続(※)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされている。 (※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。)
- これを踏まえ、押印を求めている手続等について、押印を廃止するための所要の規定 の整備を行う。

2 改正の概要

- 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針(平成29年財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第1号。以下「指針」という。)における押印を求める規定を削除するとともに、所要の規定の整備を行う。
- 本改正告示の施行の際現にある改正前の旧様式により使用されている書類は改正後の様式によるものとみなすとともに、施行の際現にある改正前の旧様式による用紙については、当分の間、取り繕って使用することができるよう、経過措置を設ける。

3 今後の予定

令和3年4月下旬に改正告示を公布・施行予定。